

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目21番19号

氏名 株式会社首都圏環境美化センター
代表取締役 斉京 由勝

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年10月14日

許可の有効年月日 令和10年10月13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上11種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおり）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上6種類）

2 積替え保管施設

施設所在地

(1) 東京都足立区入谷九丁目21番19号

第1RC

(2) 東京都足立区入谷八丁目1番21号

第6RC

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6年10月14日 新規許可

令和 3年10月14日 更新許可

令和 4年 9月21日 変更届

令和 4年10月20日 変更届

令和 5年 4月10日 変更届

令和 5年11月17日 変更届

令和 6年 8月19日 変更届

第5回

積替え保管施設の一部（第7RC）廃止

積替え保管施設（第1RC）の保管容量の減少

積替え保管施設（第5RC）の保管容量の減少

積替え保管施設の一部（第5RC）廃止

積替え保管施設（第6RC）における積替え保管できる種類の追加

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）

都認定番号：6-21-B0018SA

産廃エキスパート



東京都

(裏面)

許可番号 第13-10-023859号

2 積替え保管施設

(1) 東京都足立区入谷九丁目21番19号

第1RC

積替え保管面積: 1507.00m² 最大保管高さ: 1.7m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1台	8.0 m ³
	かご台車18台	19.9 m ³
	コンテナ1台	8.0 m ³
	鉄箱4個	4.72 m ³
	鉄箱3個	3.54 m ³
	鉄箱3個	3.36 m ³
廃油	18ℓ缶12個	0.2 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る。）	プラスチック容器6個	0.4 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	200ℓドラム缶6個	1.8 m ³
合計保管量		49.9 m ³

(2) 東京都足立区入谷八丁目1番21号

第6RC

積替え保管面積: 522.00m² 最大保管高さ: 2.00m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ1個	8.0 m ³
木くず	コンテナ1個	8.0 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る。）	ドラム缶6個	1.2 m ³
	プラスチック容器12個	0.6 m ³
	20ℓ缶8個	0.16 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物及びフロン回収破壊法対象物に限る。）	かご台車2台	2.2 m ³
	直置き	3.6 m ³
	合計保管量	23.76 m ³

(以下余白)